

2. 第5期介護保険料の設定について

(1) 平成24年6月及び8月の仮徴収額の変更

高齢化の進展や介護報酬のプラス改定の影響等により、第5期の介護保険料については、第4期に比べて上昇することが見込まれているところ。

平成24年度の介護保険料の特別徴収に当たり、10月以降の特別徴収額の急激な上昇を避ける観点から、平成24年6月及び8月の仮徴収額を変更することで、各被保険者の負担感を緩和していただくようご配慮をお願いする。

なお、6月の仮徴収額の変更に当たっては4月20日までに、8月の仮徴収額の変更に当たっては6月20日までに、年金保険者（日本年金機構等）に対して通知する必要があることに留意されたい。

(2) 第5期介護保険料確定額調査

第5期の介護保険料については、各保険者において条例が成立して確定することとなるが、これにより確定した保険料についての調査依頼を2月7日付けで発出したところ。

期限までに保険料額が確定していない保険者においては、期限時点での保険料額案を記入いただき、変更が生じた場合は事後的に変更いただくなどにより、本調査へのご協力をお願いする。

なお、本調査の結果については、とりまとめの上公表する。

3. ユニット型個室の第3段階居住費等負担限度額の引下げについて

(1) 見直しの内容

平成24年度より、ユニット型個室の居住費及び滞在費について、第3段階の負担限度額を1日当たり1,640円から1,310円に引き下げる。

※ 対象サービスは、介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービス及び同法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスの全て。

(2) 負担限度額認定証等の取扱い

現在、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費の支給を受けている者で、第3段階に該当するものについては、その所持する介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証（以下「認定証」という。）に「ユニット型個室 1,640円」の記載は「ユニット型個室 1,310円」と読み替えて取り扱って差し支えないこととする。

なお、本措置は、認定証の更新の時期まで間がないことを踏まえ、今般の見直しに伴う認定証の再発行に係る事務負担に配慮して行うものであり、平成24年6月末までの特例的な取扱いとする。

4. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等について

(1) 事業実施の推進

本事業は、社会福祉事業の実施を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減を行うことは、法人本来の使命との考えの下、低所得者の介護保険サービスの利用促進の観点から制度化しているものである。

本事業の趣旨を踏まえると、全ての地域において本事業が利用できるような体制を整備することが重要である。とりわけ、平成23年度から本事業により生活保護受給者のユニット型個室への入所を可能としているところであり、本事業を実施していない市町村や施設においては、ユニット型個室の整備推進に伴い、生活保護受給者が入所できなくなるという問題をはらんでいる。このため、特に特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人には本事業の実施が強く求められる。各都道府県におかれては、未実施の管内市町村及び社会福祉法人に対し、事業実施への一層の働きかけをお願いする。

なお、1月10日付けでご協力いただいた「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度」の実施状況に係る調査の実施について」をもとにとりまとめた、本事業を実施していない市町村名等は別紙1のとおりである。また、介護サービス情報の公表制度に基づきとりまとめた市町村別の特別養護老人ホームの実施率は別紙2のとおりであるので、併せて参照されたい。

(2) 対象事業の追加

平成24年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが創設されることを踏まえ、これらのサービスを本事業の対象サービスとする。

(3) 離島等地域における利用者負担軽減事業等について

平成24年度から創設される定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、離島等地域に係る特別地域加算及び中山間地域等に係る加算が設けられることに伴い、本サービスを以下の2事業の対象サービスとする。